

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ)第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a)新築されたもの

(b)建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c)新築されたもの

(d)建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e)新築されたもの

(f)建築後使用されたことのないもの

(ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

(a)第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた
家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋

年

月

日

{ (ハ)新築 }

{ (ニ)取得 }

が

この規定に該当するものである旨を証明します。

所有者の住所	
所有者の氏名	
家屋の所在地	
家屋番号	
取得の原因(移転登記の場合)	

栃市税第

号

令和

年

月

日

栃木市長

大川 秀子

(注) { }の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。